

第 9 号議案

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 5 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 9 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その
期日を告示される選挙から適用する。

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例案要綱

- 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
(1) 選挙運動用ビラの作成の公営について、限度額を次のとおり
引き上げること。

選挙運動用ビラの作成	改正単価	現行単価
印刷費（ビラ1枚当たり）	8円38銭	7円73銭

- (2) 選挙運動用ポスターの作成の公営について、限度額を次のと
おり引き上げること。

選挙運動用ポスターの作成	改正単価	現行単価
印刷費（ポスター1枚当たり）	586円88銭	541円31銭

- 2 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後そ
の期日を告示される選挙から適用すること。